

2026年7月

各 位

株式会社 も み じ 銀 行

「投資信託累積投資約款」の改訂について

2026年9月1日をもって、「投資信託累積投資約款」を改訂いたします。
何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改訂する約款

「投資信託累積投資約款」

2. 主な改訂内容

項 目	内 容
「投資信託累積投資約款」 第1条～第10条、附則、「本ファンド」一覧	「本ファンド」一覧を削除
第1条、第3条	「この約款末尾記載の」を削除

3. 新旧対照表

次頁以降の表のとおり改訂いたします。

なお、次頁以降の表では、変更する条項だけ記載しております。

全条項は当行ホームページ「定型約款（規定・特約）」に2026年9月1日から掲載いたします。

4. 適用開始日

2026年9月1日（火）

以 上

【新旧対照表】投資信託累積投資約款

改訂後	改訂前								
第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社山口銀行（以下「当行」といいます。）のあいだの、 <u>(削除)</u> 追加型証券投資信託受益権等（以下「本ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。	第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社山口銀行（以下「当行」といいます。）のあいだの、 <u>この約款末尾記載の</u> 追加型証券投資信託受益権等（以下「本ファンド」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。								
第2条 （略）	第2条 （略）								
第3条 申込者は、本ファンドの買付にあてるため、 <u>(削除)</u> 所定の払込金をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第2回目以降は随時払込むものいたします。	第3条 申込者は、本ファンドの買付にあてるため、 <u>この約款末尾記載の</u> 所定の払込金をその口座に払込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを契約の申込時に払込むものとし、第2回目以降は随時払込むものいたします。								
第4条～第10条 （略）	第4条～第10条 （略）								
附則 この改正は、 <u>2026年9月1日</u> より施行する。 以上 <u>(2026年9月1日現在)</u>	附則 この改正は、 <u>2024年1月1日</u> より施行する。 以上 <u>(2024年1月1日現在)</u>								
<u>(削除)</u>	(2 ページ目以降) <table><tr><td></td><td>追加型投資信託受益証券または受益権の名称（ファンド名）</td><td>・・・</td><td>備考</td></tr><tr><td>1</td><td>世界三資産バランスファンド（毎月分配型）</td><td>・・・</td><td></td></tr></table> ・ ・ ・ ※ファンドにより、海外の証券取引所または銀行の休業日で、お取扱できない日があります。詳しくは目論見書をご確認いただくか、または取扱店にお問い合わせください。		追加型投資信託受益証券または受益権の名称（ファンド名）	・・・	備考	1	世界三資産バランスファンド（毎月分配型）	・・・	
	追加型投資信託受益証券または受益権の名称（ファンド名）	・・・	備考						
1	世界三資産バランスファンド（毎月分配型）	・・・							